備北障害者就労支援ネットワーク 会議・研修会報告書

=障害者の働くを考える=



備北障害者就業・生活支援センター

平成 27 年度障害者就労支援ネットワーク会議・研修会

~障害者の 働く を考える~

と き 平成27年9月16日(水)13:00~16:00

ところ 三次市福祉保健センター4Fふれあいホール

事務局 備北障害者就業・生活支援センター

次 第

1 開会あいさつ 13:00

一般社団法人備北地域生活支援協会 理事長 熊原 保

2 講 演《 障害者雇用と人権 》

13:10

講 師 横藤田 誠 氏 (広島大学大学院社会科学研究科教授)

休憩(15分)

3 情報提供 15:00

広島労働局

広島県雇用労働政策課

広島県障害者支援課

広島県障害者職業センター

4 座談会《障害者雇用に取り組んできて》

15:20

庄原赤十字病院 総務課長 宮本 泰幸 氏

梅木 健壮 氏

鮮コーポレーション株式会社 本部部長 小森 智恵子 氏

岡部 恵子 氏

5 終 了 16:00

司会 お待たせいたしました。ただいまから平成27



年度備北圏域障害者就労支援ネット ワーク会議・研修会を開催いたします。 私は本日総合司会を務めます備北障 害者就業・生活支援センターの松本で す。よろしくお願い致します。(拍手)

来年、2016年は、権利条約の第1回目の政府報告があり、国内的には、総合支援法の3年後の見直しがあります。そして、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行されるという大きな節目の年であり、障害者が他の者との平等を基礎として、あらゆる分野へ社会参加することを目指しています。

雇用においては、全国的に見ましても飛躍的に伸び ており、備北エリアにおいてもお陰様でここ5年の間 に多くの方が働くことができるようになっています。

そこでご案内しましたように、こうした動向を踏ま えて障害者が働くという時に私たちはどういったこ とを大切にしなければならないのかを今日は皆さん と一緒に考えてみたいと思います。研修は二部構成に しています。前半は、横藤田先生の講演、後半は実際 に雇用されている企業の方と当事者の方との座談会 にしています。よろしくお願いします。

最初に、研修に先立ちまして当一般社団法人理事長 態原よりご挨拶申し上げます。

熊原理事長



皆さんこんにちは。開会の挨拶という 時には拍手は来ないことのようです が、ちょっと気分を盛り上げるために 拍手をお願いします。(拍手)先ほど 聞きますと今日は100名もの参加 申し込みがあると聞きました。具体的

には99名だそうですが、この「9」という数字は私 が知っているさる国では最高の大変喜ばしい吉数で いい数字です。

さて本日の備北障害者就労支援ネットワーク研修

会には多様な方々が多数お越しいただいて感謝申し 上げます。

今、世の中は、生きづらさとか働きづらさとかよく テーマになりますが、この生きづらさ、働きづらさで すが、ではどのように解決していくのかということで このネットワーク会議研修も行われているわけです。

ではどうすればいいのかということですが、最近地方創生の中で、CCRC(継続介護付きリタイアメント・コミュニティー)ということが言われています。このことばをお聞きになったことがある人はおられますかね?では知らない方は?(挙手)。ありがとうございました。ここで長く話すと叱られますが、アメリカではいくつかのところでよく実施されているようで、継続したケアを提供する退職者のための地域共同体です。

今、日本でも地方創生ということで何か所くらいが 手を挙げているのだそうですが、これに相当したもの が退職者だけではなくて、多様な方々に対してそれを 提供する取り組みがあるのではないかと思っていま す。それから言うと、今日の会議が皆さんにとって共 同体のような形になることを願っているわけです。

ただ、就業・生活支援センターの役割は、一つには 一般就労を目指しているのですが、私は働くというこ とは二つの意味があると思います。本来働くは稼ぐと いうことですが、その稼ぐだけに執着しないで「ハタ」 を「楽」にするというもう一つの働き、その両方をや っていかなくてはならない。「働く喜びは共に」とい うことになりますが、稼ぎともう一つ生きがいとか楽 しみの場所を創っていくとか、誰かが自分のことを思 ってくれているそういう形になればいいのかなと思 います。

今日は横藤田先生にメインで人権ということで話 していただき、そのあとは、お二人が職場の上司の方 と一緒になってお話をしていただくそうでございま す。どうか備北地域周辺が、運命共同体のような形に なることを祈念してこの会が成功裏に終わることを 祈りながら開会の挨拶に代えさせていただきます。 (拍手)

前半の部

司会 それではただいまより前半のプログラム、「障害者雇用と人権」と題して広島大学大学院 社会科学研究科教授横藤田先生のご講演に入ります。先生の経歴は講演資料の表紙に詳しく載せてあります。 生後ポリオにかかられて若草園、養護学校で過ごされ、広島大学に進学。大学院で法律学博士課程単位を取得されています。宇部短期大学、広島国際大学を経て2006年から広島大学大学院の教授をされています。著書は「法廷の中の精神疾患-アメリカの経験」など多数出されていますが、一貫して「不利な立場にある人々の人権」をテーマに幅広くご活躍されています。それでは先生よろしくお願いします。皆様拍手でお迎えください。

横藤田先生

皆さんこんにちは!

お手元の資料の1番下のところ に「好きなものは広島カープと たこわさび」と書いたのですが、 最近ではちょっと「たこわさび」



より「たこチャンジャ」のほうが好きになったので訂正します。

今日は、自分自身が障害者であって、法律を学んできたものとしての体験を踏まえて「障害者雇用と人権」についてお話させていただこうと思っています。

まず最初に、国連が掲げたのですが「国際障害者年 行動計画」です。1981年が国連の障害者年で、国 際連合ではじめて障害者問題が大きなテーマになっ たのがその頃です。それを目指して、1979年に障 害者年行動計画というものが出されました。いろいろ 掲げられている言葉のごく一部ですけど、いろいろな 意味で印象に残ったのでそこに示しています。「われ われの社会は、障害のない人、障害のある人をはじめ としてさまざまな特質をもった人々の集まりであり、そ のさまざまな場においても障害のある人と障害のない 人とがともに存在することがノーマルな状態である。 ある社会からその構成員のいくらかの人々を締め出す 場合、それは弱くてもろい社会である。」国際連合「国 際障害者年行動計画」(1979 年)

このことで僕が印象的だったことがあります。僕が 子供のころ町に出ても、大人の障害者は見たことはな かった。子供は僕のように親と一緒に、デパートだっ たら1番上の階に食堂があったりして、そこで食べた りすることがあったのだけど、大人の障害者を見たこ とはなかったので、なんとなく障害者は20歳ぐらい で死ぬのかなと思うとった。大人の障害者というモデ ルがなかったというか、日本の社会は、かつては障害 者が町には居なかったということです。

ただ、大人になりいろんなことを知ってくると、障害者が山の中の施設に居たんだということがわかるんですが、そういうある意味で、かつての社会というのは弱くてもろい社会だったと言えます。「居るはずの人が居ない人になっていた」という社会だったということです。でも今は大きく変わってきたというふうに思います。だからこの世の中はいろんな人が居て当たり前なので、そういう前提の社会にようやく今、なりつつあるんだなあと思います。

今日の話の内容はこんな感じなんですけど、最初に、私にとっての人権だとか、権利だとかそういうものを、僕の経験を踏まえてちょっとだけ話をさせていただこうと思います。

先ほど紹介していただきましたが、僕は生後7ヶ月で、ポリオ・脊髄性小児マヒというのに罹りました。

当時相当流行っていたのです。昭和30年代の前半にピークを迎えたんですが、僕がようやくお爺ちゃんの手を持って立つか立たんか、まあ立たんかったようですが、そろそろ立つんかなあとそういう頃にポリオに罹って、両足と右腕がちょっと悪くなった。それで、5歳から当時広島市にあった若草園という施設に入りました。今思えば、生まれは福山なんだけど、どうして100キロも離れたそういう所へ行かにゃいけんかったのかと思いますが、当時は障害児が施設に入るのは当たり前だったので誰も疑わなかった。



親も行政も、周りの人もそういうもんだ と思われていたと思うんですね。ただ、 それは今からすればちょっと違うんじ ゃないかと思う。僕は福山の生まれたと

ころには両親はいませんけど、兄夫婦が暮らしてるんで年に2回ぐらい帰ります。故郷という感じは全くないです。実家に帰って来たという実感はありますが、故郷という感じはないんですね。故郷という感じがないのは、そこには友達がいないんですね。福山に帰っても知っている人は数えるほどしかいないんです。5歳から地元を離れて施設に入ることで、故郷を追われた感はすごくあります。

だからそれは、障害があるからといって、遠くの施設に行くのが当たり前だ、というふうには今からはなって欲しくないなと思います。その施設に入って、障害を持つ子供だった僕が、嫌だったことをそこに挙げてるんですけど、右の方にわかりにくい古い写真がありますが、それが当時僕がいた施設です。右上の像は佐藤俊之先生の銅像で、障害児療育界では全国的に有名な先生だったのです。広島駅の(今の)新幹線口の方から車で5分ぐらいのところにありました。そこでは5歳から暮らすわけですが、寂しくないわけはなく、毎日夜は泣いとったらしいです。それでも僕がなんとなく納得してたことは、親が結構いい加減なことを言うたんです。今思えばね。僕は野球が好きで、野球が

好きだけど野球ができないんですね、足が悪いから。 だけど、母親が「マコちゃん若草園へ行って訓練した ら野球ができるようになるよ」と言うんですね。大人 は平気で子供に嘘をつくんですね、その時感じました けど「そうか!」と思って真に受けて、野球したいな と思っていましたが、夜になると寂しいから毎日泣い て、そんないい思い出ばかりではないですね。

その中で嫌だったことは、時々施設に婦人会とか老 人会とかの人たちが見学に来るんです。朝ご飯の時に、 「今日は何々婦人会の人が来るのでみんないい子に しておいて」と先生が言うわけですね。そしたら皆は 「ハーイ」といった返事をする。友達同士で「また今 日は動物園だねえ」と言っていた。「お前キリンね」 「お前リスね」と言っていた。こんな感じです。だっ てじろじろ見られるんですから。珍しいものを見るよ うな目線で見られる。特に僕らが嫌だったのは、女性 がある程度の年齢になると、思ったことをすぐ口にす る傾向があるらしいようで、もうちょっと考えてくれ たらいいのにと思っていた。心の中で思ってることは 構わないが口にすぐ出す。僕らを見て「かわいそうに」 とおばちゃん達はすぐ口に出す。あれが一番嫌だった。 僕らは「かわいそうじゃないわ」と思っていたし、も のすご一く上から目線ですね。自分や自分の家族は 「そうでなくてよかった」みたいなそういう考えです ね、それがすごく嫌だったという想い出があります。

その施設は、僕が小学校3年生の時に西条に移った んですね。当時は東広島市ではなくて、「こんな所に 来たか」と思いました。今でこそ東広島はまあまあそ れなりに人口も多いですけど、当時は本当に何もなか った。西条駅の周辺に若干店がある程度だったような 町で、施設のすぐ側に山があって、僕らでも松茸が平 気で採れていた。そんな感じでした。



だから、それまでは広島市にあったから結構街だったので「こんな所に来さされてしもうた」そういう感がありました。その頃に僕らが住んでる子供の施設の若草園とは別に、もう一つ施設があって、谷の向こう側に大人が入る施設があった。僕ら子供にとってはそこに入るのは恐怖だったのです。そこに入ると「一生こで、死ぬまでここで」という感があって、「ここだけは行きたくないね」と話していました。でも当時はそんな感じでしたけど、大人になって思うことは、そこに入っている人は障害が重い人なんです。地域に帰れない、家族では引き取れない、ということでそこで暮らしていたんですね。

同じ障害者の中で、障害が比較的軽い僕らは、そういうふうに障害の重い人たちに対して「ああいうふうにはなりたくないね」みたいな差別をしてたんですね。 人間、そういうもんだなあということも大人になってすごく感じました。障害者同士でも平気で差別をする。「あの人達と自分は違う」そういうようなことがあったかなあと思います。

それから、当時僕らは障害者でない人を「普通の人」、 外の学校のことを「普通の学校」と言っていた。これ は誰に教えられたのでもなく、分かるわけです。そこ には障害者しかいないので、そういう形で分けられる ことで、僕自身はすごく劣等感を持ったと思います。 高校に入って初めて普通の学校に入ったときに結構 な劣等感があって、楽しくない高校時代という、そう いう経験はありました。



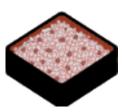
また、当時は知らんかったけど、大人になって感じ たことです。施設で暮らしてると、「若草園の子は、 どっちでもええとしか言わんねえ!」とよく先生から 怒られていたんですね。「はっきりせい!」、「どち らかを選べ!」と言われていた。僕たちは「すみませ ん」という感じだったけど、よく考えたら当たり前な んですよ。ずっと子供の頃から施設の生活をしている と、何かを自分で決めることというのは無いのです。 何時に起きて、何時に顔を洗って、朝飯は何時からね と。学校へ行って帰って、6時から7時は高学年以降 は皆勉強、と決まっていた。大人が全部決めるんです ね生活を。何を食うかも全部決める。初めは「晩飯に カレー食べたいな」と思っていたかも知れないけど、 人間って願っても叶わないことは願わなくなる。自分 を守るためにですね。だから何かをしたいというのは ほぼ無いですね。何が食べたいというのもないですね。

自己決定能力と言うのは、自分で決めて、ちょっと 失敗して「今度はうまくやろう」ということで多分身 に付くんだと思うんです。施設で暮らしていると自分 で決めることは無いので、自己決定能力が弱いのは当 たり前だとも思います。それを「施設の子はどっちで もええとしか言わんねえ」と言うのは、今考えれば酷 いことだとも思うのです。そう言う生活をさせておい て、そう言うのはどうかと思いますけど、そんな感じ でした。

今の施設は毎週末家庭に帰ったりしてますけど、当時は違って年に3回しか帰れなかった。春休み、夏休みと冬休みで10日間ずつ位だったですね。その時は10日間しかいないから家では「お客さん」ですね。で、久しぶりに帰ったので「マコちゃん何が食べたい?」と親に聞かれるわけです。めったに会わないから、僕はずっと親にも遠慮していましたから、普通の家族関係とは違うんですね。両方が遠慮するんですね。怒られたこともないし、口答えしたこともない。そんな普通の親子ではなかったと思います。

それで「何を食べたい?」と問われても浮かばないのです。いつもそんなこと思わないから浮かばない。でも、聞かれたことには答えなくてはいけんと思って、なぜか頭に浮かんだのは、赤飯だったんですね。テレビで見たかどうか「赤飯が食べたい」と言ったんです。「そうねマコちゃんは赤飯が好きなのかい」と、それから10日間は毎日赤飯だった。好きでもないんですが、好きなことになっとるから、1日や2日ならよかったんだけど、3日目には絶望感でした。「好きだと言うたしなあ・・・」と思って、一生懸命演技しておいしそうに食べました。子供でも演技をしますから、大人に気に入られるように。

「マコちゃんおいしそうに 食べるねえ」と言われると ますます演技に身が入る、 そんな感じでした。



当時、知らなかったことでそうだなあと思うのは、 施設に入るまでは、自分がこの世の中で一番不幸だ と思っていたこと。

走れんし、友達と遊べないし。でも施設に入ってみると、僕の障害なんて軽いもんで、重い障害の友達がいっぱい居て。こんなんで障害などと言うたらいけんなと思った。

5歳のときに幼稚園に入った同級生が3人いて、そのうちの一人はものすごく重い脳性麻痺の友達でした。その友達とは幼稚園の時から一緒に遊びよって、1年生になって、施設に付属の養護学校みたいなものがついている。そこでクラスに入るときに、なぜか同じ学年なのにクラスが違った。同じ学年で重い障害クラス、軽い障害クラスに分けちゃうんですね。当時、はじめは僕もなんでかなあと思ってました。それまで一緒に遊んでいたので。僕は軽いので普通クラス。でも施設に入った時点で普通ではないのですけど・・・まあその中では普通のクラスに入って。そこにも友達

がいるからなんとなく慣れちゃうんですね。だから違和感をそんなに感じなかった。けど、分けられる重い方のクラスに入れられた友達は大人になってからもよく言ってました。「あの時は悔しかった」、「マコと同じクラスになれないので悔しかった」と。

要するに、障害児と障害者を施設に隔離する。その中でも、重い障害児と軽い障害児を隔離しちゃうんです、大人は。その方が合理的だからです。それがどれほど人を傷つけるか、たぶん当事者でないと分からんなあと思っています。

もう一つは、僕らの障害は良くはならんけど、悪うなる。さっきの野球ができるようになるという親の嘘には、2年生のときにすでに気づいていた。「嘘つきだ、周りを見ても誰一人治ってない」。子供でも分かります、これは治らんということが。お母ちゃんはここに入れるために嘘ついたんだ。その時は相当反抗したらしいです。障害は良くはならんが、ひどうはならんと思っとった。

ところが、障害児の中には、どんどん障害が進行する人もいるのですね。友達で筋ジストロフィーの子が 僕の前を走りょうっていきなりこけた。それから立て んようになった友達がいたんです。「障害で重くなる 人もいるんだなあ」とその時思った。僕らは「あまり 贅沢言うちゃあいけんなあ」と思いました。大人になって筋ジスの友達も何人かいるんですが、友達だから 「あの人のことはなんとなくわかってる」と僕も思ってた。だけどわかってなかったなあと思う出来事があって・・・。

そこにPPSと書いています。ポスト・ポリオ・シンドローム(症候群)です。ポリオは幼いころにかかることが多いのですが、それが障害が固定した後の何十年後に、別の所がさらに悪うなる。そういう病気です。それが40代半ばくらいからなってきた。大学で講義する時、こうやって板書しょったけど、ある時からできんようになった。右手を一生懸命挙げて、左手

は挙がるけど、右手はこれ以上挙がらない。昔は挙がってたから書けたんだけど、力が全然なくなって、腕を挙げることもできなくなった。そういう中で、髭剃りが難しくなる、そばを食うのが難しゅうなる。昨日出来ていたことが今日は出来ない。そういうことがどんどんあって、ものすごく不安です。

進行性の障害はこんなにきついのか、僕の場合には 命を取られるわけではないけど、でも昨日出来たこと が今日出来ないということは、こんなにもきつい、こ んなにも不安があるのか、自分がなって初めて分かっ たのです。だから、筋ジストロフィーのことも、知識 として知っているし、友達もいたけど、やっぱり他人 事なんですね。だから、その人の立場になってみない と分からないことだらけだと思います。障害者ってす ごく多様だから、障害者同士だって障害者のことは分 からない。そのときに分かったと思った瞬間に、たぶ ん間違いが起こるのですね。分からない。分かろうと 努力することが重要だけど、人の辛さは分からない。 だとしたら本人に聞くしかない。そういうふうな前提 に立つことが大事なんかなと僕は感じました。

10年間のそうした施設暮らしから、高校になって初めて普通の学校に行ったんですね。

右側に読売新聞と中国新聞の地方版の切り抜きがあります。僕は施設から、養護学校から、普通の学校へ行ったということで、これプラス山陽新聞の3つの新聞に出たんですね。「弾む松葉杖」松葉杖は弾まないんですけど、そういう反応、見出しでした。もっとひどいのは、その右の新聞は、「体が不自由だけど、頭なら負けるもんか」。僕はこの見出しに絶望したんです。高校生がこんなこと思うわけがない。高校生は



もっと大人です。「自分が言わないことでも、新聞は書くんだなあ」と思って、ちょっとショックを受けたことがある。

このときに思ったのが、高校生になったばかりで生意気盛りですから、要するに世間というのは、障害者を平等に思ってない。障害者が普通に高校に入ったらそれがニュースダネになる。それは障害者を決して平等だと思ってないからで、自分たちと同じようにやったら「よ~くがんばったなあ」そんな感じだなあと思いました。

そういう中で高校に入って、周りは僕以外に障害者がいない。物心ついて以来初めての環境だった。それまで施設で友達をつくるのに努力した記憶は全くない。友達というのは自然にできていた。だけど高校生になって友達ができないんですね。普通にやっていたら僕も話し掛けないし、回りも恐々だし、そんな中で、友達をつくるのはものすごく難しい。決して楽しくない高校時代でした。

その中で社会科で憲法に出会って、憲法がもっている理想主義や楽観主義みたいな、そういうものが当時の僕にはピンと来て「憲法を勉強しよう、したいなあ」と思うようになったんですね。広島大学の法学部に入って、憲法、人権ということを勉強しました。

そこに二つの条項を挙げているんですが、11条「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」、13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。

これを見て、当時僕が一番感じたのは、憲法に「幸せ」という言葉が載っているということ、僕にとってすごいインパクトがありました。幸せというのはひとり一人のことなので、国とか社会は関係ないと思っていたからです。ひとり一人の幸せということも、この社会、この国家、国というものにとっては、関係ないことはないんだと、憲法を学んでちょっと世界が少し変わって見えたことがあります。現実は結構きついわ

けですけども、そういうものを超える世界との出会い =人権だとか、正義だとか、福祉だとか、幸福追求だ とかですね。自分の身の回りには結構きついことはあ るけど、そういうものを乗り越えられるようなものを、 この社会は用意してくれているんじゃないかなあと、 そのように感じた記憶があります。

これは宮崎駿監督が引退記者会見の時言った言葉ですが、「この世は生きるに値する」と。「子どもたちに『この世は生きるに値するのだ』ということを伝えるのが、自分たちの仕事の根幹になくてはいけないと思ってやってきました。それは今でも変わっていません。」自分は、ジブリの映画は結構好きで、こういう思いが制作者にはあるんだなあと思って、この感覚が分かるんです。僕も高校の時に、憲法や人権と出会って「この世は生きるに値する、生きていていいんだ」と感じた記憶があります。

ちょっとここで。皆さんは人権が大事だということはご承知のことで、あえて人権ということをいう必要はないと思うのですが、もし人権がなかったらということを、簡単にざっとお話しておきたいと思います。

去年の9月から今年の1月まで、アメリカに出張で行かせてもらったのですが、そこで旧奴隷市場博物館というのが南部にあって、まさに奴隷の取引をした場所なんで建物がまだ残っている。そもそもアメリカの東海岸はほぼ地震がないから、何百年前の建物が普通に残っているのには驚きました。そこに暫く住んでいて、地面が揺れないことに違和感を感じる。日本に居たら軽い地震はしょっちゅうあるから、それが当たり前だと思っていたら、地面が揺れないところもあるんだなあと驚いたのですが、そういう昔の建物が残っているのですよ。

それが博物館になって残っていてその中に "Am I not a man?" (~私は人間ではないの?) これは当

時の、奴隷の心の叫びなんですね。自分はなんでお金で売り買いされるんだろう? 自分は人間ではないのか?そういう強烈な問いかけなんですね。そういう強烈な問いかけから、人権という考え方が世界に広がったのです。



左側は"フリー"というタイトルの、 結構有名な絵です。黒人の奴隷が自由、 自分が人間であることを求めている。 それを象徴している絵です。奴隷制度 というのは、皆さんご存知のように数

百年間人間が現実にやっていたことです。実は奴隷制度で犠牲になった人は、300年くらいの中で一億人くらいいた。ここの絵にもありますが、奴隷船の中にぎゅうぎゅう詰めにしたり、せりで売り買いをしたりとか。 左の下の写真は、僕が行ったとき撮った写真なんですが、一番左は、奴隷を動かないようにしていた鎖ですね。1キロあります。その右は、奴隷を所有していた大農場主のお屋敷です。工事中で中は見れなかったので残念ですが、立派なお屋敷です。







その右側に、奴隷小屋が点々としている。もと奴隷をたくさん所有してたプランテーションが公開されてるんですね。社会見学に子供さんたちが沢山来ていましたよ。1番右の写真は、奴隷小屋の一つの写真なんです。ここで多分、アメリカ人の子供が見たら「なんと狭い部屋なんだろう」と思ったかもしれませんが、日本人の悲しさで「意外と広いじゃないか」と思ったんですね。それが日本人の家が狭い悲しさで、僕らには悲惨さが通じなかった。こういう奴隷という歴史がありました。

そういう奴隷制度があって、日本国憲法でも、法の 下の平等という言葉がありますように、この平等とい うことがものすごくリアルに大事だった。アメリカでは、この奴隷制度の廃止のあと、平等が憲法に規定された。そういう背景があるんだということです。

あるいは日本では、部落差別があり、いまだに「完全に克服されている」とはいえない現状があります。普通はですね、差別っていうのは人と違うからするんです。黒人もそうだし、女性差別もそうだし障害者もそうです。しかし部落差別というのは、外見ではわからない、わざわざ出身地を調べて差別する。かなり特異な差別で、これが結構残ってるというのは、「まだまだ解決できていない」ということで恥ずかしい話だと思います。

それを大きく変えるきっかけとなったのは、水平社 宣言です。これは、奈良県の差別をされてきた青年た

ちが、自分で自分たちの人間の尊厳を社会に の人間の尊厳を社会に が、でするです。 後ろのほうに「とを言うであることを あることを のはうことを のはうことを のはうことが、 になった」。 ではないが、 ではないが、 ではないが、 でいることが、 でいることが、 でいることが、 でいることが、 でいることが、 でいることが、 にいませんがが、 にいませんが、 にいませんが、 にいませんが、 にいましたが、 にいまたが、 にいましたが、 にいましたが、 にいまなが、 にいなが、 にいまなが、 にいまなが、 にいまなが、 にいまなが、 にいまなが、 にいまなが、 にいまなが、 にいまな

って何が悪い」「障害者であって何が悪い」という形で、人権という考え方が広まっていったんだと思います。

あるいは、戦前「タコ部屋」という言葉が普通にありました。タコが吸盤でくっ付いたら離せられないように、労働者をかき集めて、監禁して抜け出せられないように無理矢理働かせるということがあったんです。そういうことに対して、憲法18条に「何人もいかなる奴隷的拘束をうけない」ということになっているわけです。今、憲法が保障している基本的人権は、

かつてはそれが守られていなかったから保障しているのです。

ですから、憲法で保障しているのは歴史を反映している。平等もそうだし、憲法18条のタコ部屋も、奴隷もそうだし。そういう過去の歴史があって、そういうことではいけないということから、人間がなんとか変えていこうということで、憲法で人権を保障する。そのような形になっていったのです。

最後は極度の貧困、戦前昭和10年ごろの山形県に 関係ある写真なんです。これを僕が知ったとき、腹が 煮えくり返るぐらいの怒りを覚えましたけども、一番 左側「娘身売りの場合は相談所へおいでください」村 が人身売買の相談所をやっていた。一家が全滅するよ りは、ということもあったかもしれませんけど、それ によって娘さんは身売りされていく。それは昭和10 年、今から80年前にあったということですね。







真ん中の写真は、椅子に座っているのは、村の偉い人、売られる方が下に座ってる。こんな感じです。右の写真は身売りされた後、救世軍というところに引き取られた子供達なんですけど、前段の真ん中のところの子は、10歳になっているかならないかくらい。こういう子が身売りをされていた。その根幹には貧困があった。今格差が云々されていますが、「格差がどうしていけないのか」という人がいるけど、僕もそれはそうだと思います。金持ちがいて、そうでない人もいるのは当たり前。自由な社会だったら当たり前だと思うんだけども、貧困はだめです。貧困で特に子供が苦しむことは絶対だめです。ところが今の日本は相当な数、子供の6分の1ぐらいが貧困状態になっている。

たいへん危機的状況になっている。そういう中で、憲法の25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを、すべての国民が保障されるんだと。こういう形で過去の厳しい歴史があったから、今、憲法で人権が保障されてるということだと思います。

次からが本論なんですが、障害者にとって働くと いうことを考えてみます。

両足に障害をもつポリオ罹患者。これは僕のことです。手が効くし、喋れるし、障害故に差別されたことはなかった。比較的軽い障害の場合は頑張ろうとする。頑張ったら、普通の健常者の社会で何とかなるから頑張る。頑張りすぎると大人になって、先ほどのPPSが何十年後に、二次障害で出てくる。従って、頑張り過ぎなくてもいい社会ならいいけど、やっぱり頑張ってしまう。頑張りすぎないようにすることが大切です。

僕の友達で、言語障害や、手の障害がある脳性まひ の彼は、働くことでは本当に苦労してた。一人の友達 は手が使えないのに、授産施設でタイプの仕事をして いた。今は流行りませんけどそれをやっていた。そう すると、手が悪いから同じもの作っても単価が低い。 そういう中で苦しい思いをした。中学の時の同級生で、 理科とか数学がすごくできる友達がいた。しかし、す ごい重い言語障害と、手に障害があったから、結局養 護学校を卒業した後働くところがなくて、ずっと自宅 だったし今でも自宅で暮らしている。そういう友達が いた。あるいは、大人になってからの精神障害をもつ 知人は、精神障害が20何歳で発症し、発病後就職先 の企業を退職し、しばらくして作業所に居場所を求め た。その頃一生懸命働いても、よくて月1万円余りと いう給料だったが、調子の良い日は作業所に通って、 社会とつながっているという実感を持っとった。とこ ろが、2006年に障害者自立支援法ができて状況が 変わった。障害者も原則1割の自己負担が必要になっ た。それでその知人は「働きに行っているのに給料に

匹敵する利用料を取られるので給料がほぼ手元に残 らない」この状態に納得できないと、作業所をやめた ということがあります。障害者にとって、働くという

ことは社会とつながるということで、ものすごく大事なんですが、それが障害の部位とか重さによってはものすごく難しいということも現実的にあります。



障害者の雇用状況、これは先ほども話がありましたが、障害者の雇用状況がかなり良くなってきたということはあります。

左から右に行くほど上がっていますので、そういう 点は嬉しいなあと思います。障害者の雇用者は過去最 高を更新して、障害者雇用は着実に進展してるという のはありがたいことです。

これは少し見えくいですけども「内閣府の平成26 年度障害者施策に関する基礎データ集」を検索すれば 出てきます。そこにこのグラフがあります。またそこ で確認しておいてもらえたらありがたいです。重度障 害者、重度でない障害者、それぞれ上が身体障害者で 下が精神障害なんですけど、どういう仕事に就いてい るかという実態を調べたものです。

実は、日本は障害者権利条約を昨年1月に批准をしました。このことが大きく世の中を変えてきたということがあると思う。障害者が、そもそも人権を持たないということは誰も言わないのです。子供に人権があるのかという人がいるのですけども、「障害者の人権はない」ということを言う人はいないですが、ただ実際には今までひどい扱いをされて来たと思います。1番ひどいのは、ナチスドイツがガス室で、精神障害者、知的障害者を約25万人を安楽死と称して殺してます。こういう事実が何十年前にありました。日本でも女性の障害者が子宮を摘出されたという例があり、僕

の友達で大人になって誰が決めたのかと責任を追及 したということがありました。先ほど言いましたよう に、障害者は人里離れた施設で一生を終えるというの が多かった。あるいはレストランとか飛行機でも「車 いすの人はお断り」と言われた障害者もかつては多く いた。町の銭湯に入るのに断られた精神障害者もいた。 嘘みたいな話だけど、かつて条例で、公衆浴場に精神 病者が入ってはいけないという規定があったんです。 なんでかよくわからない差別や排除は普通にあった。 「障害者に人権はない」と人は言わないけども、現実 には、「そういうふうに充分には保障されてなかった」 そう思います。

そうは言っても、障害者権利条約じゃなくても憲 法にも平等の規定があるし、いろんな権利が保障さ れてるし、それでいいんじゃないのということです が、実際にはなかなそうでもないのですね。

例えば、平等というときに、差別とは何かを考えるときに、差別というのは、同じ状態の人に異なる扱いをしたらいけないというのが平等なんですね。同じ状態の人に異なる扱いをするのが差別。ということは、もともと違ってる人に違う扱いをするのは合理的だ。障害者はそうでない人と違ってるのは確かだから、違う扱いをすることは合理的だから、差別にはならない。これがつい最近までそういうふうに思われていた。

あるいは自由権、例えば職業選択の自由があります。 どんな職業に就いてもいいですよと言うけど、現実に は採用してくれない。あるいは移動の自由。どこ行っ てもいいですよというけど、でも車いすだったら段差 があったらできない。そういうふうに、自由権とかそ ういう権利は保障されているけど、でも充分にそれが、 実際には自由がなかったのです。僕が経験したことで 受益権・参政権があります。かつて山口に住んでいた 頃に、ある選挙で投票所に行ったのです。市民センタ ーのようなところで、1階が広々としていて、どこで 投票するのかなと聞いたら2階で投票するという。2 階にはエレベーターがないんです。階段はダメだから 投票せずに帰ったのです。要するにそれは、僕らみた いな人が投票しに来るとは選挙管理委員会は想定し ていない。今はそういうことはないが、当時はそうい う感じだった。権利をどうぞと言っても投票できない。 あるいは裁判所なんかもそうです。裁判所はおそらく、

公共の施設の中では最後 までバリアーが多かった。 それは障害者が裁判を受け に来ることはないだろう、 そんな感じなんです。



障害者の人権を保障はしているけれど、現実には 保障してこんかった、というのが歴史かなと思う。 それが実は、障害者の権利条約はそのあたりの障害 者に対する見方を大きく変えたと思います。

障害者は保護されるもの、治療を受けるものだったのが、人権の主体、自らが権利を行使する主体であり、それが「尊厳とか自律とか自立とか平等とか」という言葉で表せる。あるいは障害は治すものだ、悪い所を治すという考え「障害の医療モデル」に対して「障害の社会モデル」です。治すのは障害ではなく社会じゃないの、社会が変わったら障害者はもう少し生きやすくなるのではないか、障害者の人権というものを保障するのが第1ではないか、というそういうふうな見方に変わって来た。そういうものを受けて、障害者の権利についての新しい考え方が生まれたのです。

例えば「合理的配慮」があります。平等を考える時に、障害者に対してある程度の配慮をしないと差別になりますよ、そういう考え方です。手話も言語です。言語というのは、いわゆる普通の音声言語だけだった、あるいは書いてするというものだったが、実は手話も言語です。今も通訳してもらっていますが、そういう概念です。

障害者が自立するとはどういうことなのか、インクルーシブな教育とは障害者も含めた教育、こういう新たな概念が生まれて、それが障害者の権利条約に大きくきちっと反映されて、保障されているということです。そういう形で、新たな概念で障害者の新たな見方に変わっている。

ここからは障害者雇用で、特に問題となる人権と いう話をしようと思います。

おそらく障害者雇用というのは人権という考え方というよりも、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility=CSR)という考え方で障害者雇用を進めようという面もあると思います。それは間違ってはいないのでそういう面がある。要するに企業は利益を追求するだけでなく、企業が社会に対して責任を持つんだという考え方で、その一環として障害者雇用を進めるという考え方が生まれてきたと思います。そういうものを受けて「国連グローバル・コンパクト」というのが1999年、当時の事務総長が提唱して、その中で企業に対しこういう原則を守ってくださいと要請した。

第一に出てきたのが 人権という考え方で、企業は 人権の擁護を支持し尊重する、そして 人権侵害に加 担しない。労働の面では、雇用と障害に関する差別を なくするということを、企業に対しても国連が要請し たということです。

こういうものを受けて、日本も日経連が「企業行動 憲章」を出しました。そこで企業は、人権を尊重する と明確に書いてあります。また適正な取引とか、個人 情報を守るとか、従業員の多様性、人格、個性を尊重 するとともに安全で働きやすい環境を確保するとか、 様々な企業が果たす社会的役割が謳われたんですね。 その中で一番先頭にくるのが人権を尊重するという ことです。人権を含む各種の国際規範を尊重していく ということがあります。さらにISOというのがあり ますが、これもよく聞きますが、社会的責任に関する国際規格の中にも企業の社会的役割、組織の行動様式に係る3原則、説明責任、透明性、倫理的な行動があり、ステークホルダーの利害の尊重などもあります。カッコ3のところで、法規範の尊重に関する3原則というのがあり、企業は法の支配を尊重する、同時に人権を尊重する、国際的ルールを守る、こういったことが、企業に求められるようになっていったということです。いずれにしても人権ということで、企業もそれをきちっと踏まえて活動していこうというふうにだんだんなってきたかなあと思います。

雇用の面でまず確認しておいたほうがいいと思うのは、誰かを企業に採用するということは、結構企業の自由というか、自分たちの仲間をつくるわけだから、企業の自由がないといけないわけです。そういう点で採用の自由というのは企業にあるわけです。ただし、採用の自由はあるけど、応募者の基本的人権を侵してはならない、そういう前提があって基本的人権というのはそこに挙げてある代表的なものが、憲法14条の法の下の平等、憲法22条の職業選択の自由、こういう人権を侵してはならないということです。

次に出てくるのは、平等と合理的配慮です。これはまさに障害者雇用に関係する考え方なんです。実は従来、憲法14条が法の下の平等を保障して、差別はダメですよというふうに言ってきたわけです。でもこれだけでは充分に障害者の平等が保障されてなかったわけですね。なぜかと言えば、憲法が言ってる平等というのは、障害者を合理的な根拠なく差別することを禁止することです。最も典型的な例は、この人は採用試験でなかなかいい成績だけども、障害者だからダメということ。これはダメですね。これは昔でもさすがにダメですね。でもそういうもの

すごくわかり易い差別は世の中に そんなにはない。わかり易くない 差別をずーっとしてきた。



障害者基本法でも、障害を理由として差別することはいけないというのがあって、それは皆知っている。この人は障害者だからといって露骨に排除することはあまりしない。でもそれだけでは充分に守られないのです。もうちょっと詳しく言いますと、憲法が言う差別というのは、合理的根拠なく差別することはダメということですね。これは相対的で、相対的平等と絶対的平等というのがあって、人と人とを区別した扱いをすることが全部ダメじゃなくて、それに合理的な根拠が無かったらダメですよと言うわけですね。

例えば先ほど言いましたように、障害者が採用試験 の結果が良くても採用されない、これは差別です。そ れはダメですね。あるいは今から15年くらい前まで あったんですけど、聴覚障害者は医者とか薬剤師には なれなかった。それはどんなに優秀な人であってもで すね。当時聴覚障害者は医師の国家試験を受けられな かったのですけども、薬剤師の国家試験は受けること ができた。だから国家試験を受けて、あるすごく優秀 な女性で薬学を勉強した人はおられます。すごい成績 が良かったそうです。だけど、法律で聴覚障害者は薬 剤師の免許を与えないという法律だった。それはおか しいではないかということですね。それは皆んながお かしいと思って、それがきっかけで法律が変わったの ですね。だから今、何々の障害だから何々の仕事はダ メですよ、というのはほとんどなくなりました。それ はこういう明確な差別はダメだということです。



ただし次のはどうでしょうか?例えば、車いすを利 用している人がその仕事の能力がある、たとえばパ ソコンとかすごく使える。だけど会社に段差が多い という理由で採用を拒否された。僕はこの話をいくら でも知っているんですよ。

車いすを使ってる障害者はパソコンを勉強してものすごく使える。でもダメだったという。「なんでダメなん」と聞くと、会社の人も「あんたがよくパソコンできるのはわかる。でも見たらわかるように、うちはこんな段差だらけなのでごめんね」と言われた。これを憲法に違反する差別だと言えるかどうかですね。ちょっと微妙なんですね。というのは段差が多いというのはスロープを付ければ何とかなるんですけ

ども、じゃあ企業に対して「こういう人に対してはスロープを付けなければいけない」ということまで言えるかどうかですね。法の下の平等の考え方ですね。



だから異なるものに対する異なる扱いというのは、 合理的な根拠があるとされる。されてきたのですね。 あるいは、視覚障害者が就職試験で点字での受験は認 められなかった。これは数年前、大阪のある役所であ りました。今時あるのかと思って正直びっくりしたん ですが、これも視覚障害の人が受けに行ったら、点字 では受けれなかった。これもおかしいとは思うけど、 ただ、当時の考え方で違法とまでは言えない。憲法に 反する差別とまで言えるかというと微妙ですね。

あるいはこれもよくあるのですけども、採用の条件に自力通勤というのがあります。これは初めから障害者はダメだとは言ってないけども、自力通勤できない障害者は採用しないということで、障害者はダメと言っていないけども間接的に言っていることになります。これも明確に違法であるとは言い難いところがあります。

だから新たな概念が必要で、それが合理的配慮で 一定の配慮をしなければいけないんですよ、という 考え方が必要なのではないか。それは従来の平等と か差別の概念では難しかったわけです。そういうこ とがあった。

ここで出てきたのがアメリカ障害者法。1990年にできたADA、英語の略称を取ってADAと言いますが、この「障害を持つアメリカ人に関する法律」が新たな差別の概念を世界で初めて法律で規定したんです。不合理な障害者の雇用差別の禁止と書いてあって、ここでは、障害というのはどういう意味か、どういう人たちを障害者と言うのかとか、有資格障害者、ある程度配慮されたら仕事の出来る障害者に対して、障害を理由に差別してはならないということが書いてあります。結構ある意味障害が軽い人を想定しているんですけども、そういう人たちに対して、こういう差別をしてはいけませんよ、これは障害を理由として違った取り扱いをするのはダメですよ、と。これはさっきの採用試験の結果が良かっても、障害だからダメというのはこれはダメですね。

次に問題は、応募者・被用者である有資格障害者の 既知の身体的・精神的制限に対する合理的な配慮を行 わないことは差別だということです。障害者に対して、 一定の配慮をしたらちゃんと働けるのに、その配慮を しないのが差別だとしているのです。ただし、事業の 運営に不当な負担をもたらすようなら、そこまでしな くていいですよと。だからものすごいお金がかかるこ とであれば無理ですが、ある程度の配慮はしなくては いけないということです。合理的配慮をしなくてはな らないからと言って障害者を雇わない、というのもダ メですよということです。

こういう新たな差別の概念を、1990年のADAが 打ち出したんですね。もっと詳しく言うと、雇われた 人が使うその施設を、障害を持つ人が容易に利用でき るようにする、といういわゆるバリアフリーですね。 ちょっとスロープをつけるとか、あるいは机を車いす 用にちょっと低めするとか、そういったようなことで すね。Bの方はソフトなんです、仕事の割合を変えるとか、あるいはパートタイム、または勤務スケジュールの調整をするとか、あるいは機器もしくは装置を変える、通訳者を提供するというソフトの面です。不当な負担というのは、会社がつぶれるような、無茶苦茶お金がかかることはしなくていいですよという。こういうルールなんですね。

アメリカでADAが障害者の雇用を増加させたか というと実はそうでもなかった。障害者雇用は、障害 者差別を禁止することで直ちに増えるか、というひと つの現れでもありますけども、経済全般の調子を見た ら調子が良くないからそれは反映しています。

1番上の線が障害のない人で、1番下の青いのは障害者なんですね。障害のない人は、上がったり下がったりしながらも雇用率はまあまあなんですが、障害者の雇用率はむしろ下がっているというのが、長期的に見たら残念ながらあります。アメリカは日本のように、障害者雇用促進法による法定雇用率のようなものがないからですね。そういったことが大きな原因だと思いますね。また障害者の中にも、軽度、中度の障害者と、重度の障害者の格差がむしろ拡大しているということもあり、いい話ばかりではない。簡単にうまくいくと思えなくて、実はこういった現実があるんですね。ではなぜADAは、障害者の雇用を増やさなかったかというと、これはアメリカの法律の問題なんですけど、障害について狭く解釈されすぎている。本当は仕事には困っているんだけど障害と見なされなくて、平

病患者が、薬を飲んで 症状が安定していたら 障害と見なされないん ですね。おかしな話な んだけども。



こういうこともあって、障害の範囲が狭すぎるんで 法律を改正して拡大したということですね。あるいは

等にされんかった。たとえば下の方ですけども、うつ

確かにこの法律は職場環境を変えるテコにはなった。 だけど、障害者が働き続けるのは企業だけの努力では なくて、たとえばその近くに家があって、そこでちゃ んと暮らせるとか、通勤ができるとか、医療保障があ るとか、そういう総合的な環境づくりが必要で、それ を個々の企業に求めることはできない。個々の企業だ けが努力して何とかなるもんではない。それは国とか 地方自治体とか地域とか、そういうものがちゃんとし ていかないとダメだということだと思う。

これは僕は大事だと思いますが、3番目の差別禁止 アプローチ、これは先ほどのADA、日本の改正障害 者雇用促進法なんかもそうですが、差別禁止のアプロ ーチも大事なんだけど、それだけじゃなくて、日本に 従来からある法定雇用率、そういうあえて障害者を積 極的に採用する、雇用する、そういう措置というのも 両方必要なのではないかと思います。こういうADA の考え方を受けて、障害者権利条約の差別の概念が決 められています。障害に基づくあらゆる差別は禁止。 障害に基づく差別は三つあるんですね。

一つが障害者だから採用しません、これは障害による直接差別です。これはダメで昔からそうです。二番目がちょっと微妙なんですが、障害者だからダメとは言っていないけど事実上障害者が対象に多い。例えば、採用試験の条件に「自力通勤できること」があります。障害者でない人は多分自力通勤できるから、障害者はダメとは書いていないんだけど、障害者を排除している可能性が強いです。そういうのも差別ですよというようにこれは間接差別です。

さらに合理的配慮を行わないのは差別です。これは 「会社に段差が多いので済みません」などでこれは理



由になりません。あるいは「口頭の面接しか認められません」「採用試験は2階でしかやっていません、行けない人は済

みません」これはダメです。こういうふうに一定の配 慮をしないとだめです。

これは採用時の募集の時もだし、採用された後の従 業員としてもそうです。こういうふうに障害者権利条 約は、新たな差別の考え方というのを、憲法が求めて いる法の下の平等を広げた、より実質的に保障したと いうことです。

合理的配慮は条約の上では、「障害のある人に対し て他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基 本的自由を享有し、又は行使することを確保するため の必要かつ、適切な変更及び調整であって,不釣合い な、又は過重な負担を課さないもの」。先ほどのアメ リカのADAと同じように、過重な負担を課さないも のであるということです。もう一つ権利条約は、障害 のある人の平等を促進して、達成するために必要な特 定の措置は、差別ではありませんよと。これは日本で いう、法定雇用率制度のようなものを想定している。 障害者だけに、特別にこういう積極的な差別を是正す る措置を設けることは、明らかに障害者とそれ以外の 人を違う扱いをしているのですが、これは差別とはみ なされないのです。だから法定雇用率制度は、権利条 約を批准した後もそのまま続いている。日本は、その 両面のアメリカのような差別禁止法と、法定雇用率の ような差別是正措置、ヨーロッパは盛んなんですが、 両面をやっていけばいいのかと思います。

障害者の権利条約ができて、これを受けて差別禁 止法という、具体的な法律を作る必要性から検討さ れ、日本政府の会議がいろいろ検討したんです。

考えなければいけないことは直接差別で、精神障害 者は飛行機に乗ったらいけない等はダメです。そして 間接差別。マイカー通勤禁止という規則があったとし ますと僕でも困ります。車で行ったらいけないとなる と、通勤できない。こういったことも間接差別です。

3番目に関連差別があります。たとえば車いすを使

っているからうちのお店の利用は困ると言っている だけで、あなたに障害者だから言ってるんじゃないん です。障害による直接差別というよりも、障害に関連 する理由で差別することは結構あるんで、おそらくこ の3つを本当はカバーしなければいけないというこ とですね。

例えば、盲導犬を同伴して店に入ることを拒否する という例がかつてはありました。今はちょっと減って



いますが、これは間接差別で あり関連差別です。なかなか 区別が困難な場合もあるの ですが、こういう差別をして はいけないということです。

4番目が合理的配慮を提供しないことも差別です よということです。例えば、階段しかないお店の2階 での買い物を希望する障害者に対してどうするか? 階段に替わる配慮、例えば、それが容易であれば人力 で二階に上げるとか、それが難しい場合には、2階の 商品を1階に持ってきて見てもらうなど、こういうこ とは合理的配慮の例としてあるかと思われます。

この件で、かつて学生時代によく使っていたファミレスがあるのですが、そのころはまだ1階だった。ところがしばらくして前を通ったら2階なんです。懐かしいから行こうかなあと思ったら、2階になってエレベーターがないんです。僕は安いものしか食べていないがかなり貢献したと思っていたけど、1階から2階にしたことで、障害者のことは想定していなかったんだなあとちょっと悲しく思った。

だから障害者権利条約、障害者差別解消法が通った 暁には、あのファミレスを訴えてやろうかとちょっと 思ったりしました。後で話しますが現実には訴えられ ません。いずれにしてもこういう合理的配慮をしなけ ればいけないということです。

その合理的配慮の内容を考察する視点としては、

こういったことが言えると思います。

まずその基準・手順を変えることですが、これはお 金がかかりません。例えば、パニック障害がある労働 者の場合、満員電車など人がいっぱいいて怖いですね。 だったらラッシュ時に満員電車を利用して通勤する のを避けるために、勤務時間を若干変更する。こうい う形で対応するのはタダでできるわけです。こういっ たことも合理的配慮の一つの考え方です。

2つ目は物理的形状の変更です。これはバリアフリーです。建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置する、職場において車いすの人が使用する机の高さを変更する。そのようなこともそんなにお金を使わずにできます。ただし、今ある建物にエレベーターをつけると結構お金がかかりますので、そこまで要求されないと思うけど、そういう物理的形状です。

3つ目は補助器具・サービスの提供です。視覚障害がある労働者が、職務遂行上使用するパソコンに音声読み上げソフトを導入する。これは今すごくいいのができている。僕は全盲の人とメールでやり取りしていて、ほぼ相手が目が見えないと意識しないです。漢字の変換ミスもほぼなくびっくりしますが、年賀状を普通に出してしまって。さすがに葉書はダメよね。後でメールで出しましたが。でも普通のコミュニケーションで全く意識しないから出してしまったんですね。今

はいい補助器具があります から、こういったことを提供 することで、普通に仕事がで きるような合理的配慮はか なり可能になるんじゃない かと思いますね。



一方で過度の負担に当たるかどうか、一つにはお金です。無茶苦茶お金がかかるかどうかということですね。もう一つは業務遂行に及ぼす影響があります。合理的配慮の提供により業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわ

れるかどうかということです。

これは適当な例かどうかとは思いますが、アメリカ でこんな裁判があったのです。雇用の例ではないので すが、足の悪いプロゴルファーがいて、その人が移動 用のカートに自分だけ乗せてくれと言った。それはま さに合理的配慮ではないかとツアーの主催者に訴え てアメリカの最高裁でそれを認めたんです。ちょっと 驚きです。足に障害のあるゴルファーだけはカート利 用が可となった。これも合理的配慮です。ただこれは、 ゴルフという競技の本質は歩くということがあるな ど、いろんな議論があると思いますが、業務遂行に及 ぼす影響があるかどうかで、過度の負担であるかどう かを考えるということです。いずれにしてもこういう 形で、合理的配慮提供のことを考えていくことになる のです。具体的には、来年の4月に改正障害者雇用促 進法が施行され、障害者差別解消法が施行されますし、 そうすると今言ったような、合理的配慮を提供するこ とが重要な問題になります。こういうのを受けて20 11年に、障害者基本法が改正され、障害を理由とし て差別してはならない、必要かつ合理的な配慮がされ なければならない、ということが規定されています。

さらに、障害者雇用促進法が、2013年に改正されて、来年4月から施行されるんですが、そこに書いてありますように、障害を理由とする差別的取り扱いは禁止です。合理的配慮を提供する義務があります。これは行政だけでなく、民間企業の事業主もそうです。事業主は、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するため、措置を講ずることを義務付けられます。しかし、過重な負担の場合は除くということです。想定される例としてそこに挙げられているのは、車いす利用者に対して机や作業台の高さを調整する、知的障害のある人に対して、口頭だけでなくわかりやすい文章とか、絵図を用いて説明することなどです。これが合理的配慮で、来年4月から義務化されるということです。

さらに、法定雇用率の算定基礎に、従来は身体障害者と知的障害者だけだったのに精神障害者を加えます。ただしこれは、2018年からです。まだ大分先で,しかも2018年の施行から5年間は、精神障害者を含めた率そのものにはしないことになっています。精神障害者は数がすごく多いので、精神障害者を加えると法定雇用率が相当高くなる。だからすぐには加えないけど、いずれは精神障害者を含むことになるということです。



さてこの改正障害者雇用法の条文を見てみます。

まず募集及び採用の段階です。障害者に対して、障 害者でない者と均等な機会を与えなければならない。 「私は障害者なのですが受けに行ってもいいですか」 に対して「ダメです」は勿論ダメで違法です。さらに 次のところで募集・採用に際して、障害者からの申出 により、当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措 置を講じなければならない。ただし、過重な負担を及 ぼすことになる時はこの限りではない、とあります。 例えば従来は、2階で採用試験をやっていたらエレベ ーターがないので、2階に来れない人は受けれなかっ た。これはもうダメです。会社は申出があれば、受け させないといけないので、その人だけ1階で受けるか、 全体を1階にするかという配慮はいろいろあると思 いますが、そういうことをしなければいけない。雇用 を求めてくる人に対しても、合理的配慮が来年4月か ら必要になります。

次は採用された障害者です。従業員である障害者については、賃金や教育訓練、福利厚生などについて障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。障害者だから福利厚生をしない、賃金に差をつける、そういうのはいけない。あるいは合理的配慮のことについては、障害者である労働者の障害の特性に配慮した必要な施設の整備、援助を行う者の配置、その他の必要な措置を講じなければならないものとする。これは先ほどの募集、採用の時とは違って「申出による」はないのです。採用された後は、その人に障害があることを雇用主は知っているんで、配慮するのは当たり前だという捉え方です。



以上が障害者雇用促進法なんですが、今日はほぼ こういう話でいいのですけど、プラス来年の4月に は障害者差別解消法が施行されます。

先ほど言いましたように、障害を持つ労働者については、雇用促進法が中心になると思いますが、例えばこれは、障害者がお客さんとしてきた場合、行政機関など利用するために来た場合などです。例えば僕だったら、学生が障害者である場合に学生を差別してはいけない、そういう法律ができて、来年の4月に施行されるわけです。障害を理由とする差別の定義というのは、この法律ではそんなに細かく「これが障害者差別ですよ」とは書いてないのです。なかなか法律にしにくいのは合理的配慮ですね。そこに書いてありますが、国などが出している対応要領や、対応指針というのがあります。今後、県庁などもそういうのを策定することになると思いますが、そういうガイドライン的なものが出てきて、参考にして対応することになります。

次は実際に差別禁止の規定です。まず行政機関等におけるとありますように、行政機関とは、国とか、広

島県とか、三次市とか、地方自治体ですが、ここに「等」があります。これは独立行政法人で、例えば僕が勤めている広島大学など、国公立大学は行政機関等になります。

①の「行政機関等は、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない」直接差別がダメなことは当たり前であって、②の行政機関等は、障害者からバリアーを取り除いてくれと意思の表明があった場合、負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。つまり行政機関等は合理的配慮を提供しないことは違法であり、きちんとしないと訴えられる、というように厳格な義務があります。

それに対して事業者の場合、民間の会社など事業者は、一番上は同じで不当な差別的取扱いをしてはならない。ただ合理的配慮については、「合理的配慮をするよう努めなければならない」と書いてあります。つまり法的義務ではなく、努力義務ということです。先ほど言いましたファミレスは、民間の事業者なので法的義務まではないので訴えられないのです。「努力はしてほしいが、それをもって違法とまでは言えない」というのが民間です。ただ雇用促進法は別ですね。自分のところの従業員である障害者に、合理的配慮を提供するのは義務ですが、お客さんとか私立大学の学生に対しては、合理的配慮は努力義務なんで、直ちに違法になるわけではない。でも対応指針というものができますから、そのガイドラインに則って進むのではないかとすごく期待しています。

行政機関等は法的義務だけど、民間の事業者は努力 義務というのは、いきなり事業者全部に法的義務を課 すのは難しいとの判断だと思います。しかし、だんだ んマニュアルやガイドラインを用いて、進めてほしい という期待はあります。しかし、雇用については民間 の事業者も法的義務があり、ここは重要なところだと 思います。

長くなったので、ここでちょっと寄り道をします。

最初にも言いましたが、僕は昨年の9月から今年の1 月まで、アメリカに出張で行かせてもらっていて、そ



こでの写真を何枚か出しています。最初に広島空港です。 ちょうど去年の昨日なんです。 広島空港から成田を経由して

シカゴに行くんですね。その成田に行くまではちっちゃい飛行機だったので、普通のゲートではなく、タラップで上がるんですね。タラップは階段なので空港の人に「車いすなんです」と言うと、「ああいいですよ」と広島空港では人力で、男性二人で上げてくれたんです。このくらいの段なら歩いても良かったかなと思って少し申し訳ないと思いましたけど。しかし、さすが成田空港です。

右の写真ですが、車のような のが着いて、それに乗って そのまま下に降りる。さす

が成田にはこういうのがあ (ボーディングリフト) って、広島には残念ながらない。広島はほとんどタ ラップで乗り降りすることがないからだと思う。

それから、アメリカではホームレスの調査もしましたが、一番びっくりしたのが、フィラデルフィアで車いすのホームレスを初めて見たんですよ。アメリカは日本に比べてホームレスがすごく多いのですが、さすがに車いすの人は、この人しか見たことがないです。日本でも車いすのホームレスはさすがにいないんで

すが、この人はすごく堂々としていました。

その右側は、サンフランシスコ空港での写真です。 日本国内で飛行機に乗る時は、セキュリティーチェックをちゃんとされたことはないんで、「どーぞ、どーぞ」の感じですが、アメリカは障害者の方が厳しいんですよ。普通の人は靴を脱いで通ったらそれでOKです。しかし僕らは松葉杖をいちいち調べるし、空港内では車いすを借りていたので、車いすもいちいち調べるんです。多分、かつて車イスに乗ったテロリストがおったんじゃないですかね。それで用心してるのかなあと思った。

これは空港のトイレなんですが、右側の広いスペースは車いす用の個室なんです。左側は杖を使っている人用で、手すりはついているけど狭い。僕は、日本で洋式でないとだめなんですが、普通の洋式でも狭すぎたら厳しいので、車いす用の個室を使うことがあるんですが、僕はそこまでスペースはいらない。だけど車いす用というのは結構一つしかない。僕が使っていて、今車いすの人が来たら使えないよねと逆に気を遣うことがあります。だから左側の杖用のは、なかなかな





いなあと思う。日本にはないと思います。右下は日本のトイレですが、アメリカでは手すりがL字型ではないですね。アメリカは何でもアバウトです。普通の簡単な手すりです。何よりもアメリカのはウォシュレットがない、アメリカ生活で一番「えぇっ?!」と思ったのは、ウォシュレットがないのに慣れることでした。日本では当たり前にあるから、日本に帰ってきて一番ありがたかったのはウォシュレットでした。

日本と違ったのは車いす用の駐車場。左のは車いすマークの駐車場に大体どこにも掲げてあるけど、下の

方に罰金250\$、今のレートで3万弱。これは車い すマークの駐車スペースに、そうでない人が停まって いたら罰金3万円ということです。これはすごいなあ と思った。だから停めている人は本当にいない。さ すがに罰金3万円は怖いからちゃんと守るんですね。



ところが日本ではスーパーとか、ショッピングセンターなどで、車いすマークの所に停めていますよね。この町にこんなに

障害者がいるか、というくらい停めている。あれは空いていることに意味があるのに、空いているともったいないと思っている。しかし、車いすの人はそこでないと降りれない、日本でも罰金を取るようにするといい。僕は罰金まではどうかと思っていたが、アメリカに行ってみてあまりにもちゃんとしてるから、日本でも罰則を導入したらたらどうか思ったりするんです。

その右側のはどこにでもあるんですが、ドアの内と

外に、車いす用で車いすの人が、 自分でそのマークを押したらド アが開く。自動ドアだったら踏 んだら開くけどそうじゃない所



もある。車いすの人が内でも外でもできる。これって 僕は思ったのだけど、車いすの人が一人で来るという 前提で作られている。誰か付き添いと一緒にというの ではなく、一人で来るからドアを開けるのは結構大変 なことがあるんですね。それもあらゆる公共の建物に ほぼこれがついているんです。ここが配慮があるかな あと思いますね。

ただ一番びっくりしたのが国立憲法センター(フィラデルフィア)でした。 センターに行って入場券売り場でいくらかなあと見たら大人は、14\$か、1700円くらい。バーッと見ていったら高齢者割引、学生割引、子ども割引はあっても、障害者割引がないんです。びっくりしましたね。障害者であってよかった

ことはあまりないんですけど、唯一割引がある。映画館とか、美術館はタダになることがある。僕はよく美術館に行くのはタダだからというのもあるんです。あとついでに言ったら高速が半額です。

しかし、これはよく考えたら、割引して半人前扱いするんじゃなくて、どんどん来てくださいよ、その代わり車いすとか用意しています、ということかなと思いましたけど。ただこのセンターに2日間行ったのです。また今日も1700円払うんかと思って試しに「僕は昨日も来たんだけど」と言うと「ああ覚えてるよ」と、それでダメ元で「今日もやっぱり払わんとダメよね」と言ったら「いいよいいよ」の返事。国立の施設で、窓口の人がそんなことを決めてええんかいなとびっくりした。そこはアメリカのいい加減さが現れていると思いますが、すごく嬉しかった。まあそういうことがありました。こういうふうに国が違えばいろいろ違うということを、いろいろ経験させてもらいました。

最後のところなんですけど「人権は『儲かる』か も!?」と書いています。

これは要するに雇用の面で、雇用の面だけじゃなく、 企業が人権に取り組むということは、さっきのCSR とか法令順守、コンプライアンスということだけでは なくて、「実は企業にとってもプラス面があるのでは ないか」ということが強調されていて、これはある人 が書いています。

まず人権を大事にするということは、従業員を個として尊重するということ、だからそこから自尊感情が生まれる、職場を誇りに思える、あるいは働きやすい職場作りへの契機になる。2つ目は、違いとか、多様性を認め合う視点が特に欠かせない。グローバルな企業は特にそうですが、世の中にはいろんな人がいるんだということですね。日本は割り合い多様性がないが、これまで何とかやってきた。よく日本の会社が外国に

行って苦労するのはそこなんですね。例えば、ある日本の自動車会社がアメリカで、セクハラですごい罰金があって、いっときは潰れるかということがあったんです。あれは多様性に対する配慮が足りんかった。だから今、グローバルという視点で見たら人は違うのが当たり前だ、いろんな人種、性別、あるいは障害があるなしで、多様性を認め合うという点が、人権を大切にするというところから生まれる。

結果として消費者、社会から評価される。一般的に そうかは分からんけど、消費者は商品に大きな差がな ければ、人権に取り組む企業の商品を購入する。みん ながそうしているとは限らないけど、少なくとも僕は そうしている。僕はこの商品でないと困るという場合 はともかく、そうでなかったら、この会社の方が障害 者雇用をしてるなあとか、情報を持っているからそっ ちを買っている、そういうようにする場合もあります。 消費者の目はそっちへ向くんです。

あるいは学生は、人権に取り組む企業に就職したい と思うかどうかは知りませんけどね。まあ給料が多い 方がいいかも。そういう面もあってプラス面もあるの ではないかということです。

また別の本の中に「障害者雇用で得られることも結構あるのではないか」ということを言っています。一つは、これは確かにそうだと思うんですが、人材育成のノウハウができる。人を育てるという姿勢とか、きめの細かい育成ノウハウとか、そういうのをきちんとやっていくことで、障害のない社員の小さな変化に気づくようになる。人はいろいろ違うということを前提にしていけば、「うちの会社の社風に合わせる奴だけ



来い」というのは 今からはうまくい かない。人材育成 をしていく場合に 障害者雇用をする ことで、個別性と か多様性を意識していく中で、「きめの細かい育成の ノウハウができる」ということは重要なことだと思い ます。

二番目が社内での業務の流れが改善される。例えば、 安全性を高める機器を導入したり、あるいはミスとか 事故が減少することも結果的には起こっているみたいです。あと、職場環境が改善される、リスクマネジメントにつながる。精神障害のある実習生を受け入れると、健常者の安全意識が高まる。健常者だけだったら、なんとなく自分で安全を守るような話になるけど、そうじゃなくて、こういう場合リスクがあるんだなあと意識されて、安全意識が高まるという面がある。

あと職場の雰囲気が改善される。思いやりだとか人間関係の改善につながる。これは単に精神論ではなくて、この 影山さんという人がいろんな企業の細かなアンケートを取って、ちゃんと整理した研究の結果なんです。そういう点で障害者雇用で得られる利点も多いんではないかと思います。

四番目。健常者の社員が前向きに取り組むようになる、働くことの喜びをより感ずるようになる、という ふうに言っています。あるいは適材適所のノウハウが 形成される。障害者というのは、初めの方で言いましたが多様性がある。高齢者というのはわりあい同じようなところがあるのですけど、障害者はすごく多様性がある。その多様性のある障害者を適材適所で働いてもらうという、そういう試みをすることで、障害者の 生産性を上げるだけでなく,健常者の社員が他の業務 に集中できたり,仕事の質と生産性を上げるという、そういう結果にもつながっているそうです。

あと戦略的観点が身につく。作業や製品の見方・解釈を変えるということなんですが、例えば情報セキュリティの仕事は、割合何と言いますかすごく大事なのに、同じことをず一っとしなくてはいけない。それって結構そこで気が抜けたりすることが多いですが、だけど知的障害を持った人がそういう仕事を、本当に真

剣に集中してやるそうです。

そうするとむしろこれは、健常者よりも知的障害のある人の方が、情報セキュリティーの仕事には適任だという場合もあるということです。あるいは作業や製品の質を改善する。障害者を雇用することで、製品の質が改善されたらこれはすごくいいことですね。

要するにこれは、障害者雇用は「社会貢献」ではなくて、儲かるためにもすごく役立つのではないかということが、今すごく言われている。こういうことだと思います。

それで障害者を雇用してどうなったか。実はこれは

備北障害者就業・生活支援センターのセンター便りを送っていただいて、この中に非常に印象的なのがあったのでそこに載せています。そのほかの本からも引いているのがあるのですけど。障害者を雇用してどうだったか?



「社会貢献や法律の規制もありますが、今では障害者を雇用することによるメリットが見えてきています。たとえば障害のある人への改善で、全体の効率が上がったり、リスクを考えるうえでより安全を追求し、会社全体で有効なものとなっています。障害者の一生懸命取り組んでいる姿勢を見て、他の従業員も前向きに取り組むようになっている」などです。

また別の障害者雇用をしている会社では、「ベネッセグループの業務を請け負うことは、コンプライアンスや CSR としてだけでなく、業務ノウハウの蓄積やセキュリティの面からもメリットがありますし、企業風土を明るく元気にするという部分でも、貢献できるかもしれません。「障害者は戦力になるし、会社の経営にメリットがある。」と障害者雇用をした会社の人が言っているのです。

また「特別などういう配慮をしていますか?」ということに対して「特別なことはないのですが」という

ことを皆さん口をそろえて言われるのですが、それは、 「まあ一部階段をスロープにしたりトイレを洋式に 替えたりしています。」別のところでは、「特別な配 慮はありませんが、コミュニケーションを図り、本人 の能力に応じた仕事の振り分けをするよう心がけて います。このことは、他の従業員にも言えることです。」 さらに別の会社は、「安全作業の徹底と、作業指示は 解りやすく伝えることです。これは一般の人も同じこ とで、特別に大きく変わった配慮は意識していませ ん。」これは、実はアメリカでも一緒なんですよ。ア メリカもADAが25年経っていていろんな検証が されているんですけど、障害者を採用している企業に 聞くと「それほどお金はかかっていないんです」逆に 言えばお金をかけずにできることが相当あるという ことで、何とかなっているということが、アメリカの 経験だと思います。まあ、ある程度はお金がかかって いるようですが、それを上回るメリットがある。とい うことなんじゃないかなあと思います。

働くということの意味は、僕が言うまでもなく皆さんそれぞれお考えなんだと思いますが、「働くこと」は、人が生きることの本質に関わるものではないかなあと思います。生活の糧を得ることは重要な目的だが、それだけの問題ではない。そうはいっても、あまりにも対価が低いと、働く価値が軽視されたようにも感じる。だからさっき言ったように作業所の問題とかは、なかなか難しい点もあるし、もちろん一般雇用してもらえれば非常にありがたい。けど「労働の成果(生産性)に応じた報酬」はある意味当然なんですが、「労働という価値に応じた報酬」というのは無理なんですかね?

これは昔マルクスが言った言葉ですが、実はこれは、 僕の前勤めていた大学の卒業生が、精神障害者の小規 模作業所の所長になって「精神障害を持った人が働く のを見て自分はいつも感心している。だけど支払う報 酬がすごい低い。これは何とかならないですかね。こ んな社会はおかしいとは思いませんか」と言うのです。

働くということは確かに生産性というのはすごく 大事だけど、人間が働くということはそれだけの問題 ではないんだから、何とか労働という価値に応じた報 酬というものはないんですかね、ということを教え子 に言われてね。本当はそうだなあと思うところはあり ますが、なかなか理想通りにはいかないんですが、い ずれにしても働くということが人間にとって、どれだ け重要なんだなあということを感じます。作業してい る時はすごく真剣だし、給料を受け取る時の満面の笑 額です。

僕は常勤の職に就いたのは34歳の時が初めてだったのですよ。それまでも講師などしてましたけど、初めて常勤で山口県の短期大学に雇ってもらった時に初めての給料を貰って、それまでもバイトしてもらってはいたけど、こういうのを毎月毎年もらえるのだとありがたさを感じたし、何よりも社会とつながったという実感がありました。その時自分が思ったのは、ひょっとしたら採用した側は、僕じゃなくて元気な人間を採用したかったじゃないか。だから逆に後悔させないように、僕はこの場でこの人を採用してよかったと思うようにしたい、というのはすごくあった。だからそれなりの努力をしたし、他の人以上にしたと思う。そういう意味でそれぞれの立場で「働くことの価値」というのをすごく感じています。

働いている人は障害者に限らずそうだと思いますが、特に障害者で働くことに困難があって、職に就いたという人は、こういう働くことの価値を、そうでない人に比べてもっと感じているんです。だからこそ、そういう笑顔をもっともっと増やせてもらえるような社会であったら嬉しいなあと思います。

最近よく言われているのがディセントワーク、働きがいのある人間らしい仕事、ブラックではだめですよということです。世界的にも大きな問題だからILO (国際労働機関)で活動の主目標と位置づけ、この十

何年言い続けられている。

それは権利が保障され、充分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味する。言い換えれば、「働きがいのある人間らしい仕事」というのは、権利、社会保障、社会対話が確保されていて、働く人々の生活が安定する、すなわち、「人間としての尊厳を保てる生産的な仕事が、すべての人の自由と平等が保障される」というのが世界的な大きな目標です。それは障害を持っている人でも同じだということです。

戦略目標ですが、仕事をつくる、環境を整備する、 社会的保護を拡張する、社会保障を充実する、政府と 労働者と使う側が話し合いをする、仕事における権利 を保障することが目標として挙げられています。

最後になりますが、これは僕が気になっている言葉を上げているだけなんですけど「人間を信じる」。

これは大橋製作所事件といって、知的障害のある人が社長などから虐待を受けたものです。本当にひどい事件で、知的障害者を食い物にしたひどい会社だった。それに対して訴えたんですね。でもなかなか裁判の結果は、訴えた側の必ずしも思うようにはならなかった。でもその裁判が終わった後の集会で、訴えた側のその知的障害を持った労働者がこう言っているのです。

「これからは、助ける側になりたい」、「困っている 人を応援したい」、「裁判をしてお金は返ってこんの は分かっとった。でも裁判やってよかった。みんなに、

応援してくれてありがとうと思う。 応援してもろうたんやから、恥ずか しいけど困っている人がいたら助 けてあげる。がんばらな。」



僕この気持ちすごくわかるんですね。僕も仕事を始めて学生に例えばありがとう、と言われる時の喜びというのは忘れられない。そういうふうに、働いて自分も誰かに役に立っていると思うことが、人間にとって

どんなに嬉しいか、そのためだったらいくらでも努力 する。そういう人間性が信じられる社会であってほし いなと思います。

いろんな問題を抱えた人に暖かい関心をもっともっと持ってほしい。「愛の対極にあるのは憎しみではなくて無関心である」。障害者の人に関心を持ってほしいなあとそう思います。人を救うことは自分を救うこと。人の役に立っているということは、実は自分を救ってるんじゃないか。「世の中はお互いさまじゃないですか」とそういう言葉だと思います。

最後に。

これは僕の好きな言葉なんですが、さっき「障害者になってよかったことはほとんどない」と言いましたが、まあ障害者割引位かなあという感じなんですけど、一方で負け惜しみかもしれんけどこういうことを感じるのです。

「寒さにふるえた者ほど太陽の暖かさを感じる。」 「人生の悩みをくぐった者ほど生命の尊さを知る。 涙とともにパンを食べたものでなければ、人生の味は わからない。」

そういう思いをそれぞれの障害者が持っているのではないか。だからこそ普通の人にとって当たり前の働く、就職するということが実った時、どれだけ嬉しいか、どれだけこの社会に認められたと思うのか、その喜びというかすごく大きなものがあって、それをもっともっと多くの人に支えてもらえれば大変ありがたいと思います。長い時間話をしましたが、熱心に聞いてくださいまして大変ありがとうございました。以上で終わります。(大きな拍手)



司会 横藤田先生ありがとうございました。ここで皆 さんからご質問などありましたら、お伺いします。

フロアー発言 今私は杞憂しているというか気になっていることがあります。障害者雇用で賃金の補助とかがありますが、合理的配慮という中で位置づけられているのか、あるいはほかの合理的配慮でするので、ああいうのはやめちゃおうというのか、ちゃんと合理的配慮ができていればいいのだけれどなかなか難しいような気がして、これは私の杞憂でおわるのかどうか教えてください。

横藤田先生 実は途中でも話しましたが、日本はいろんな面で欧米に比べたら近代化も遅れたし、そういう中である意味いい位置にあるんです。いろんな先進例を参考にできる。従来日本が参考にしたのはどちらかというとヨーロッパなんです。

ヨーロッパの障害者対策で、そこで障害者の保護雇用というか福祉的就労が、労働生産性ということではなくて、障害者が働くということを福祉的に支援してきた。もう一つは法定雇用率ということで、一定以上の会社は何パーセントの障害者を雇用しなければならない、という形で積極的に差別を是正していくという措置を取って来た。

そういうやり方にプラスして、合理的配慮をはじめとする雇用における差別禁止という形で、これはどちらかというと先ほどのADA、アメリカを参考にして生まれてきた考えがある。この車の両輪のようにそれが必要で、今ご質問にありましたように合理的配慮つきの差別禁止の法律ができたから、じゃあ法定雇用率とか保護雇用のような、福祉的就労のような特別措置はいらないのか、というようになってくるのは本末転倒だと思います。日本は両方やっていくというのがものすごく大事な点で、今のところ特別措置を止めるというようにはなっていないと思うのです。

ただ財政難とかいろいろな問題で、そういうものを

おさえようというのは心配です。両者を併用していく、 差別禁止できちんとやっていく。ただしこれは、アメ リカの例で言いましたように軽度の障害者向けなん です。合理的配慮をすれば普通の仕事がまあまあでき るというので、重度障害者は、アメリカではなかなか 雇用は増えていない。

それを考えると、重度障害者向けの特別な福祉的就 労を、きちっと充実していくことはこれからの大きな 課題で、日本の場合はヨーロッパ型、アメリカ型の両 方を踏まえた第3の道というか、そういう形でどんど ん進んでいけばいいと思いますし、そういう動きでな い場合は、きちんと検証をして声を上げていく必要が あるかなあと思います。差別を禁止すればすべての障 害者が雇用されるとは思いません。アメリカの例を見 ているとそうはいかないと思いますので、そうでない 福祉としての雇用保障という面も、充実していく必要 があるように思います。その両面が大事と思います。 司会 以上で前半の部を終わりたいと思います。 横 藤田先生ありがとうございました (拍手)

<休憩>



後半の部

情報提供

以下の4機関より直近の貴重な情報提供がありました。ありがとうございました。ここで情報提供していただいた詳しい内容は、厚生労働省をはじめ広島労働局、広島県のホームページ等に掲載されていますのでご覧ください。



広島労働局職業安定部 吉川様 広島県商工労働局雇用労働政策課 出口様 広島県健康福祉局障害者支援課 平本様 広島障害者職業センター 蛯原様





座談会~障害者雇用に取り組んできて

垰 皆様初めまして、私は、この座談会の進行役を



んか。

務めます備北障害者就業・生活支援センターの垰です。不慣れなものですので 皆さんのご協力を得て何とか進めてい

きたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。 さて、今回のネットワーク会議をどのような形にし たらいいのかいろいろ考えてきたのですが、職場での 差別禁止、合理的配慮というのは、いろいろな人がい ろいろな職場で働いておられるので、一様にこういう ことが合理的配慮だとは言えませんが、働きやすい職 場環境があって誰もが生き生きと働きたいわけです。

そこで実際にこれまで雇用されて来た企業の方に どういうことに気を付けてこられたのか、当事者の方 はこれまで働いてこられて心配なこと、困ったこと、 よかったことなど実際どう思われているのかを語っ ていただくことが一番確かなのでは、ということでこ のような企画になりました。

それではご紹介します。一組目は、私の左手から庄原日赤病院総務課長の宮本泰幸さん、お隣が、看護部で事務職をされている梅木健壮さんです。 (拍手) 2組目は、鮮コーポレーション株式会社本部部長小森智恵子さん、お隣が、すし辰三次店の清掃や洗い場で働いておられる岡部恵子さんです。 (拍手) それでは最初に障害者雇用されて来た経過を伺います。庄原日赤さんは、以前から多くの方を雇用されていますが、そこらあたりの経緯をお話しくださいませ

宮本さん 庄原赤十字病院については皆さんよくご 存じだと思いますが、簡単に施設の説明をさせていた だきますと、庄原市唯一の総合病院でございます。病 院の規模というのはベッド数と言いますか、入院患者 さんが何人入れるかということで示しまして、303



床で303人が入院できます。三次で 一番大きい病院は三次中央病院の35 0床くらいですが、それより若干小さ い病院で、診療科は18ありまして、

ほとんど全ての診療科があります。唯一ないのは産婦 人科で市民の皆さんには大変ご不便をおかけしてい ます。

私どもの病院は名前に「赤十字」がついていますから赤十字の施設の一つです。広島県内に赤十字の名前がついている病院は3病院、全国では92病院ございますが、そのうちの一つです。

赤十字では、従来から障害者雇用につきましては全 社的な課題として取り組んでいまして、我々のところ でも正職員も何人か雇用しております。しかしながら、 H22年から法定雇用率を計算する上での除外率が 引き下げられまして、またその後法定雇用率もH25 年から2.0%に引き上げられたということで、我々 の方でも雇用について苦労しています。

そのような中で就業生活支援センターの方からご紹介があり、今回梅木さんに来ていただいております。が、ご存知のように病院は専門職の方が多くなかなかご希望の職種はありません。そんな中でセンターから詳しくご紹介がありまして、実習を通してやっていただいたところ、何とか大丈夫だろうということで採用させていただいたところです。彼を含め昨年一年

間で3名、つい最近ですが、9月 1日から1名採用させていただ くことになりました。

垰 ありがとうございました。鮮コーポレーション の小森さんのところは今回が初めてとお聞きしてい ますが、いかがでしょうか?

小森さん まず最初に会社の説明をということでしたのでお話しします。鮮コーポレーションという名前

はあまりおなじみがないかもしれませんが、県北では、「すし辰」三次店を経営しています。ご来店いただいているお客様も沢山いらっしゃるのではないかと思います。いつもありがとうございます。



弊社は回転寿司の「すし鮮」や「すし 辰」、焼き肉店2軒、和食店、庄原の西 田鮮魚店など12店舗を展開している 状況です。

雇用させていただいた経緯といたしましては、毎年 ハローワークさんへ提出する障害者雇用状況報告書 によって、弊社の障害者法定雇用人数が2名であるこ とは従来から知っていました。ただ正直申し上げて飲 食店ではなかなか難しいという思いしかなかったの ですね。が、今年4月からの改正障害者雇用納付金の スタートから未達の場合、納付金が必要になることが ありましたので、このことがきっかけとなって対策が 必要であると考えました。

接客を必要とする飲食店にあって、従来は無理としか考えていませんでしたが、あるホームページで同業者の回転寿司店で障害者雇用に取り組んでおられることを拝見いたしまして、他社さんにできて当社にできないことはないとの思いからハローワークさんにご相談させていただいて、備北障害者就業・生活支援センター様をご紹介していただきました。

すし辰三次店での業務内容を具体的に説明させて いただいた後、岡部さんに1週間実習という形で入っ ていただいて、双方で「どうですか」というように

状況を確認していきながら実習 期間を経て、今年の4月1日か ら洗い場とかお掃除を中心に勤 務して頂いております。



垰 ありがとうございました。岡部さんは、以前に も働いておられましたが、手帳はもってなくいろいろ しんどい思いをされたと思います。センターに登録さ れてから手帳もとって働くようになられました。ふり かえってみて今と違うところがあれば話してもらえますか。

岡部さん 前の職場では清掃の仕事をしていましたが、仕事の途中で汚れているからこっちの掃除をしてと言われたりしたので、どちらからすればよいか分からず、困ることが多くありました。分からなくても聞くことができず、しんどい思いをしたこともあります。すし辰では、開店前は掃除やテーブルのセッティング、開店後は洗い物をしていますが、皆さんがとても優しいので楽しく仕事をしています。

垰 仕事の途中で急に「これをしてください」と言われると自分で判断してしなくてはいけないので迷いますよね。決まった時間に決まった仕事をしているので、安心して仕事ができますね。勤務時間や勤務日数、センター登録のきっかけを教えてください。

岡部さん 朝の9時から夕方の4時で週5日働いています。備北のセンターには、おばあちゃんの主治医だった岡崎先生とゆうしゃいん三次の田中さんから紹介されました。

垰 岡部さんは、以前の仕事がしんどいこととおば あさまの介護で悩んでおられました。そして、おばあ さまの縁でセンターに登録されています。梅木さんは 広島市内で働いておられましたが、体調を崩されて退 職、それから手帳をとられて療養されていました。そ の後何社か応募を考えられていたとお聞きしました が、今回庄原日赤さんに就職されましたが、その経緯 や仕事への思いなどお聞かせくださいませんか?

梅木さん 今年の4月から庄原日赤病院で働かせて



もらっている梅木と申します。以前の 仕事というのは、自分の好きな分野で 働かせていただいたのですが、残業や 自分の体調管理が難しくて入院を繰

り返すなどでドクターストップなどあって辞めることになったのです。

今回庄原日赤さんで面接をさせてもらって、その仕

事というのは今まで未経験の分野だったのですが、得 意なパソコンを使っての仕事なのでやってみようと 思いました。

前は残業等多かったのですが、今は体調に合わせた 勤務時間で働けて、体調に優しい職場です。駐車場も 近くに用意してもらって、職場の人もいい意味で障害 者扱いしなく一つの戦力として見てもらっています。 それを含めて優しい職場だなあと思っています。

垰 体調に優しい職場ですか・・・。大切なポイントになりますね。安心して働けますからね。勤務時間や勤務日数、センター登録のきっかけを教えてください。

梅木さん パソコンでの仕事ですが、病院なのでいろなデータが上がってくるんですけど、それを集計してエクセル等に取りまとめるといった内容です。

垰 勤務日数とか時間帯はどうなっていますか? **梅木さ**ん 勤務日数は週3日、火木金と仕事をさせて もらっています。勤務時間は、9時から3時までで、 その中に1時間の休憩がありまして5時間です。この 勤務時間は主治医の方から僕の体調ではこれが限界 だということで、日赤さんの方にもそれで了承を得て 働かせてもらっています。

・ センター登録のきっかけはどうだったか教えてください。

梅木さん センターはハローワークから紹介されました。登録をする前は、ハローワークで就職活動をしてましたが、ハローワークでしたらなかなか僕の体調に合う仕事が見つからなかったのと、障害者求人が県北ではなかなか数が少ないなと思っていました。

そうする中に当時のハローワークの担当者の方が 障害者就業・生活支援センターがあると教えていただ いたので、新しい職場との出会いがあるのではないか と思って登録させていただきました。

垰 ありがとうございます。岡部さんと梅木さんか ら今の仕事内容を話してもらいましたが、雇用するに 当たってはいろいろと考えられたことと思いますが、 どのようなことに気を遣われましたか?宮本さん、日 赤病院ではいかがですか?

宮本さん 今、梅木さんからもありましたように、体調の問題でフルタイムでの勤務は難しいということで、週15時間勤務にさせていただいております。今のところ時間が短く障害者雇用に算定できないというところですが、本人も努力されていますので、今後体調管理をしながら少しでも長く働いていただきたいと思っています。

先ほどの先生の講演の中に適材適所でノウハウを 形成していけば、周りの者が質と生産性を上げること になるという説明があったかと思うのですが、まさし くその通りですね。彼は違った分野のことをやってい ますけれどパソコンの操作はとても優れていまして、 今まで他の職員がやっていた仕事を彼に任せると、圧 倒的に仕事が進んでいたりするんですね。梅木さんが その仕事をすることによって他の職員が別の業務に 当たれるので、障害者雇用云々というより会社全体と して安心だということが言えます。

垰 障害者雇用の算定にはなりませんけれど、梅木 さんの仕事によって他の方の業務が進むということ は梅木さんにとっても励みになると思います。ところ で、庄原日赤さんには産業医がおられます。リワーク 支援をされているとお聞きしていますが。

宮本さん まず産業医ですが、関係規則によって一定規模以上の事業所には任命しなければいけないという規則があります。私たちは病院ですので常時産業 医がいまして、産業医の下でいわゆる健康診断後の結果についての面談とか、皆さんの事業所でもあると思

いますが、衛生部会とかを中心に活動してもらって職員の健康管理をしていただくのが産業医の役割です。

今回のように障害者を雇用する場合にも産業医と面談をしてご本人の



体調に合わせて勤務し時間を組んだり、途中で不安な ことがあれば面談をしていただくというシステムを 取っています。

それからリワーク支援ですが、我々の方では復帰支援プログラムと呼んでいます。特にメンタルヘルスについてはどの事業所でも大きな課題になっていると思いますが、産業医、保健師、人事労務担当者などで構成する「復帰支援委員会」で、戻れそうな場合は復帰プログラムを作成して、大体3~4週間くらい少しずつ勤務時間を長くしたり様子を見て判断するというようなプログラムをつくっています。

垰 ありがとうございました。精神障害者の方が増えておられるのでリワークについてはますます重要になってくると思います。

先ほど情報提供された広島障害者職業センターさんもリワーク支援をされていると思いますので、そういうことがありましたらご相談ください。鮮コーポレーションでは初めてのことでしたがどうでしょう? 小森さん 最初は、障害の特性が分からない部分が多くて、なにせ初めてのことでしたので正直不安いっぱいだったと思います。他のスタッフには、オールセクションをこなせるよう指導していて、飲食店では忙しい時とそうでないときの差が激しいので、手が空いたらさっさと自分の判断で仕事をするようにと指導していますので、仕事の切り出しについては店長とも話しながら工夫しました。

最初は、清掃と洗い場くらいの仕事と考えていましたが、今は、オープン前にテーブルセットと言いまして、お醤油とかガリ(生姜)とかの補充であるとか、 椅子を全部拭いて回ったり、そういう作業もしていただいて、そのあとは仕込みやえびの殻むきなどもしてもらっています。

スピードもかなり上がってきて、この間一緒に「エ ビの殻むき」の仕事をしましたが、片手に5つのエビ を持ってパッパパッパこなすなど私にはとても追い つかない感じでした。ものすごく技術も習得されています。ご本人もとても明るい性格で飲食店には不可欠な明るくて大きな声をお持ちなので、返事もすごく気持ちいいし、皿洗いなんかもスタッフが「お願いします!」と言ってくるんですけど、その時でも「はい!」とすごい気持ちの言い返事ができています。

顔見知りのスタッフが一人いらっしゃったので岡部さん自身も初日から安心してお仕事をしてくださっていたということもあります。また三次店のスタッフは社歴が長くとても暖かい人が多いですけど、仕事に関してはとても厳しく、岡部さんに対しても特別扱いせずきちんといけないことはいけないという風に言ってくれていますし、岡部さん自身もわからないことをそのままにしないで、すぐ聞くというコミュニケーションがとてもとれていると思います。それで本人さんも初日から安心してされていたように思います。

岡部さん 今は「じょうご」に代わっているので簡単になりました。

垰 醤油をテーブルの醤油差しに継ぐとき漏斗を 使うようスタッフの方が用意されたり、いろいろ工夫

されたということで褒めて もらえるように仕事ができ るようになっています。



鮮コーポレーションでは

初めての雇用で、職場の中では誰もがオールセクションをと言われましたが、いろんな仕事を臨機応変にしなければならないということの中での採用でした。また庄原日赤さんでは障害者雇用にならないけど優し

い環境に配慮しながら梅木さんの役割を拡げていく 姿勢が伺えます。ここまでお話を伺って横藤田先生か らコメントを頂けますか?

横藤田先生 4人の方と今日初めてお会いしたので すが、昼ご飯を一緒に食べていて岡部さんと小森さん は姉妹のようで漫才のように話が出てきて、宮本さん と梅木さんは、宮本さんがこうぼけて梅木さんが突っ 込むというか外すというかなんともいい感じでした。 今社会とか職場でこういう関係性はあることはある のですが、でもそれができるようになったのは一つに は雇用率制度というのがあって、うちの会社は少ない から、あるいは納付金を払わんといけん、そういうこ とで意識するというのは本当はいいことだと思うん ですよ。初めから理想を掲げてやるなんてことはあり 得ない、この世の中はね。障害者雇用を社会のみんな が思っているのならそうですが、そんなことはあり得 ない。それを社会として障害者雇用促進法、できてか らもう随分と長いですけど、それで障害者雇用をする んだとしてきたけれど法定雇用率をだんだん割って きたりして納付金制度ができました。

そういう様々な制度があってそれがひとつのきっかけとなって、ウチは少し難しいかなあと思っていたけどまあやってみよう。その難しいと言うんは病院の場合は専門職が多い仕事であり、 鮮さんの場合には接客業であってオールセクションが求められる。

そういう状況の中で、もしきっかけが無かったら敢 えて同じ障害者の働く仲間をつくろうと思うように はならなかったと思うのですね。

そういう点は社会がそういう風にしていって日赤 さんや鮮さんが真面目にそれを受け止めて、どうにか できることをやっていこうと取り組んで、いろんな配

> 慮をしていただいたと思うのですが、 本人たちの努力もあったと思うのです。 そういう中でこういう結果が出たこと を僕は非常にうれしいと思います。

実は今日先ほど話の中で障害者雇用にはこんないい所があると言いました。勿論、僕は信じているんですけど、ただ今日の二つの会社の中で本当にそのことが確認できてすごく嬉しいです。戦力として、梅木さんが戦力として認められていろんな形で優しい職場だと思います。岡部さんの方も今は安心して働けるし楽しい、それを受け止められる職場の人も会社として助かっているとか、お互いがウィンウィンの形になっている。雇われる方も雇う方もそういう関係になっているということは、今後の障害者雇用にとって努力は必要だと思うが、そういう風にきちっと前向きに誠意を持って取り組めていけばこういう風になるのかなあと嬉しかった。

障害者雇用は多分素人の僕が考えても仕事の種類が難しいのはこういう職場かなあと思うのです。それでも誠意をもってされ、あるいは職場の適材適所で効率がむしろ上がったということ、初めは外からやらなければいけないからやるというのがあるとしても、それをしょうがないというのではなく、せっかく受け入れるんなら皆が楽しくお互い会社にとってもいいようにしていく努力をしていけばこういう結果につながるのかな。何よりも働いている本人さんたちの努力や適応力が第一ですがこれらが相まっていい結果になっています。

この座談会が、自分が話したことは嘘じゃなかった と確認できる場になってとても嬉しいです。



垰 ありがとうございました。県北では交通の便が だんだん悪くなって運転免許がないと大変ですが二 人はどうやって通勤されていますか?休日は何をし ていますか?

梅木さん 車で通勤しています。庄原日赤まで約20 分です。

岡部さん 自転車で通勤しています。雨の日はバスや 父親の車で行っています。自転車で約20分です。休 みの日は障害者支援センターのソーシャル活動に参 加したり、ゆうしゃいん三次に行ったり、家でゆっく りしています。

垰 ソーシャル活動というのは三次市の障害者支援センターが行っている活動で、料理をしたり映画を見たりいろんな活動され岡部さんはとても楽しみにされています。ゆうしゃいん三次は週1回相談に通っておられる就労移行支援という障害サービスです。梅木さんはいかがですか?

梅木さん 休日ですが、先ほど車の運転ができると言いましたが再々外出しています。もしくは体に負担をかけないように家でゆっくり過ごしています。それをバランスよくはなかなか難しいのですがやっています。最終的には自分にストレスをかけないように休日は心掛けて過ごしているつもりです。

スポーツ観戦が好きなので今もマツダスタジアム で試合がありますが、元気で観戦できるようやってい きたいと思います。今カープが勝っていてくれるので それがありがたい。

垰 休日もちょっとオーバーワークしがちな時は 職場で上司からゆっくりしたほうがいいよとか言わ れますか? 心配事や困りごとはどうされています か?

梅木さん 体調のことは主治医 に相談させてもらってしていま す。職場のことは宮本課長さんだ ったり、職場の隣におられる上司 の方に相談しています。プライベートなことだったり はいい意味で障害者として扱ったりしてくれないの で、話もできて今のところ良い状態で過ごせています。

垰 岡部さんはいかがですか?

岡部さん 仕事の困りごとは店長や職場の人に相談 したり、ソーシャルクラブのみんなや、ゆうしゃいん やセンターの人に話を聞いてもらっています。

困りごとやプライベートとか職場での悩み事 を相談できるところがあるということは生きていく 上でも働く上でも大事なことだと思います。

では企業として障害者雇用をされてどうだったのかお話していただけますか。

宮本さん 障害者雇用に限らず職員全体の採用について関わっておりますが、人を採用するということは、その方の能力を見つけてそれを生かせていくよう考えてやっています。梅木さんの場合は、先ほど言いましたようにパソコンが上手なので、今すでに部署では業務を進めていくためにはなくてはならないような存在になっています。今後彼の能力をどういうふうに生かすのか、またどういうふうにチャレンジしていけるのか等を見つけながら今考えています。

ただ彼の前の職場でもそうだったのですが、思い込んだら一生懸命やってしまう気質みたいなので、その辺は体調と相談しながらやっていきたいと思っていますが、カープが勝ち続けてくれたらストレスがなくなるのでそれは別の次元で期待しています。

垰 小森さんはいかがですか?

小森さん 現在、廿日市の「すし辰廿日市店」に身体 障害者の方が1名働いてくださっております。それで 一応先ほどの法定雇用人数としてはクリアしている ので正直申し上げて少しほっとしている状況であって今から積極的に障害者雇用を推進しているとはいえません。この場に出させてさせてもちょっと恥ずかしい気持ちです。

ただ障害者雇用云々ではなくって、受け入れる側の

職場環境であるとか、人間関係であるとか、そういう受け入れ先の組織づくりがまずもって必要ではないかと考え、三次店がそういう風なベースがあったのであまり心配することなく一歩踏み出せたというところがあります。けれど全社的に人に関心を持つとか認めるとか、当たり前のことを認めるとかそういう管理職研修というのを毎月全社的に進めているところです。就労人口も減っていて、特に飲食業界は人手不足に悩んでいるという実情もあります。そういう面で障害者雇用というわけではないのですが、働いてくださるスタッフの一員としてこれから考えていけるというようにも思います。

当初のようにまったく無理だと思っていた時より 一歩、一歩だけ前に進めたという状況なので今後とも ハローワークさんや、備北障害者就業・生活支援セン ターのアドバイスやご紹介を受けながら進めていき たいと考えています。

垰 ありがとうございます。最後にお二人に就職してよかったこととこれからの抱負を教えてください。 **岡部さん** 就職して、楽しく仕事ができているのでよかった。仕事が遅いので早くできるようにやっていきたいと思っています。

梅木さん 他の障害者の人もそうかもしれませんが 家から出られなかったりして自分はできないという 方もおられると思うのですが、今こうやって働かせて もらって社会の一員としてあまり戦力にないのです が、こうやって働けることがうれしい。

この後の目標としては社会保険が週30時間なんですがそれができるように頑張ろうとフルタイムを目指してやっていきたいと思います。宮本課長から頑張りすぎると言われたのですが、横藤田先生も言われたように二次障害が影響しないよう「ゆっくり頑張っていきたい」と思います。

垰 ありがとうございました。皆さんいかがだったでしょうか?お二人とも最初は就職に不安があって

体力的な面とか人間関係とか、仕事内容とか心配なことがあったのですけど、職場の方が本人の障害に合った働き方を考えて下さったことで自信をもって仕事を早くできるようになりたいとか、オーバーワークにならないようになりたいとか本人たちも頑張っておられます。私たちも社会に貢献したいとか思う気持ちは一緒だと思うのですね。環境が整うとそのように進んでいけるんだなあと期待しています。

先ほど宮本さんと小森さんからこれからの課題について言われたのですが、お二人とも4月から仕事をされてまだ半年になっていない状態です。これから長く働いていくとなると職場の人事異動や体調面や人間関係が変わったり、スキルアップにも変化があったり、家族の方にもすごくサポートされているのですが、そういう状況も変わったりすると思うのです。これから引き続いて職場も私どもセンターも支援していくのですが、地域で今日ご参加された皆さんも働くうえでのサポートやバックアップをしていただくことができたらといいなあと思います。

時間も押してしまったのですがここで参加された 皆さんから質問などあればお一人だけお願いします。 (質問がありませんでしたので横藤田先生から一言) **横藤田先生** もう時間ないので・・・。やはりカープ

の調子がすべてを解決するかと。 努力で解決することを感じた座 談会でした。 (大拍手)

<座談会終了>

司会 皆様本日は本当にありがとうございました。最後にセンター長の谷口より閉会の挨拶を行います。

谷口 ありがとうございました。今日は100名もの方がおいで下さり、企業の方も10社ほど来ていただきました。横藤田先生のお話をお聞きして、鮮コーポレーションさんと日赤さんのお話を聞きながらお呼びしてよかったなあと本当につくづく思っています。前段の講演と座談会がうまいこと繋がったと思います。最後のまとめとはいえませんが一言申し上げますと、お話の中で出てきたように、何らかの理由で働きづらさを抱えている人々が、働きやすいような地域関係なり、職場関係なり、家族関係なりを、行政を含めたマクロレベルでも、そうした環境条件をいかに整えていくかが我々のネットワークの力かなあと、そういうふうに思っています。本日は貴重な時間を共有していただいてありがとうございました。



司会 以上を持ちましてすべてのプログラムを終了 いたします。皆様ありがとうございました。



三次市十日市東 3 - 1 4 - 1 三次市福祉保健センター 1 F 備北障害者就業・生活支援センター Tel 0 8 2 4 - 6 3 - 1 8 9 6 E メール info@bihokucenter.com